

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

外国人の氏名 (ローマ字)		性別	生年	生月	生日	ミドルネーム	
②①の者の在留資格 (西暦)		③①の者の在留期間 (西暦)		年	月	日	
④①の者の生年月日 (西暦)		年	月	日	⑤①の者の性別 1 男 ・ 2 女		
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の在留許可の有無		1 有 ・ 2 無			
⑧①の者の在留カードの番号 在留カードを所持していない場合は「なし」と記入する							
雇入れ年月日 (西暦)	年	月	日	離職年月日 (西暦)	年	月	日
	年	月	日		年	月	日
	年	月	日		年	月	日
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。							
事業主の名称、所在地、電話番号等		雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) 〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		届出届受理番号 〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇			
氏名		〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		TEL 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇			
社会保険 の 種 別		氏名		公共職業安定所長 殿			

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバーナーが目印です



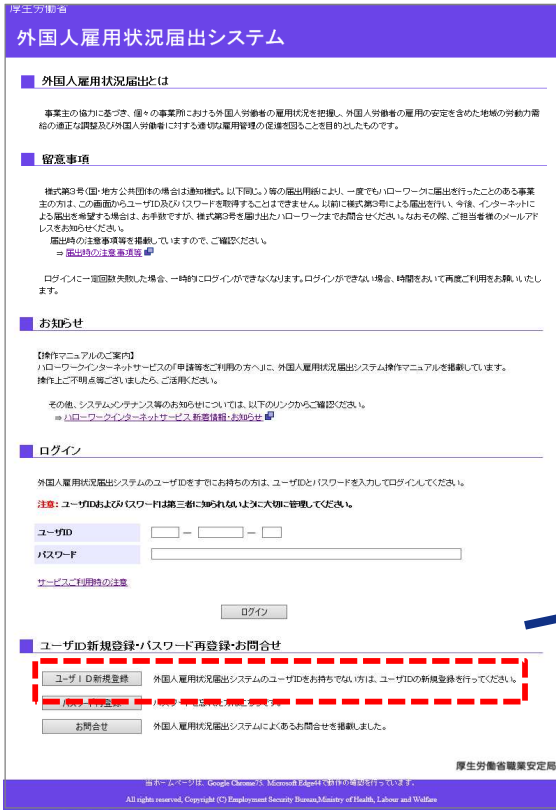
外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

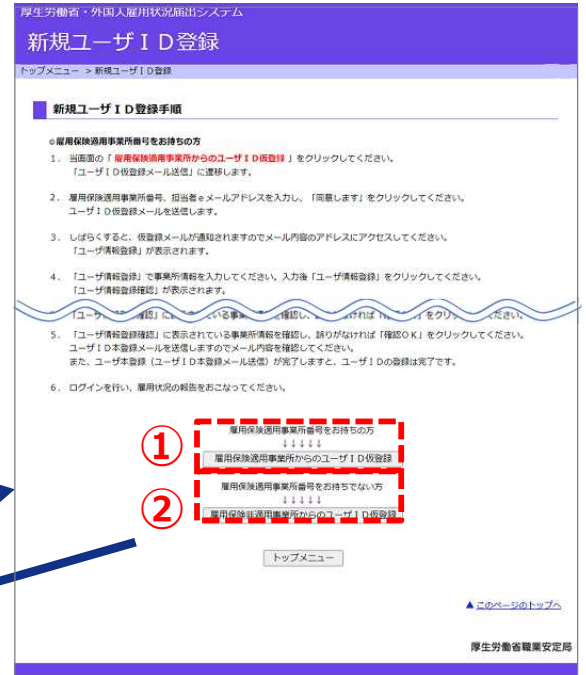
インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>



「ユーザーID新規登録」
をクリック



- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
をそれぞれクリック



それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メールが届いたら開く**
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「**ユーザ情報登録**」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「**確定**」をクリック
- ▶ **本登録完了**

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定をきめこめた地域労働力の育成の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

留意事項

株式会社等(国・地方公共団体の場合は特例制度。以下同。)等の届出用紙により、一度でも「ローワーク」に届出を行ったことがある事業主の方は、この画面からユーザーIDとパスワードを取得する必要があります。以前に郵送届出による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、株式会社等様へ届出用紙の「ローワーク」までお問合せください。なお、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。
届出時の注意事項を掲載していますので、ご確認ください。
⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができません。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお試しください。

お知らせ

【制作マニュアルのご案内】
「ローワーク」インターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」、外国人雇用状況届出システム制作マニュアルを掲載しています。検索の上で検索結果をご覧ください。

その他、システムのメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒ [「ローワーク」インターネットサービス 最新情報](#)

ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。
注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に開示されないよう大切に管理してください。

ユーザーID
パスワード

パスワードご利用時の注意

ログイン

ユーザーID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。
パスワード再登録 パスワードを忘れた方はこちらです。
お問合せ 外国人雇用状況届出システムからお問い合わせを掲載しました。

厚生労働省職業安定局

登録したユーザーIDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
事業所情報確認

トップメニュー > 事業所情報確認

前回ログイン時間

前回ログイン時間：【2022/06/28 10:21:11】です。

遅延のないログイン時間が表示されているときは、雇用のある者がログインしている可能性があります。管轄の「ローワーク」までご連絡ください。

お知らせ

- 「ポイント制施行に伴う外国人雇用状況届出について」
ポイント制(※)の概要や外国人雇用状況届出の記載方法については、別添リーフレットを参照下さい。
※ ポイント制とは雇用人材の受け入れを促進するため、雇用人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

▶ [【別添】ポイント制の概要及び届出方法について](#) (PDF:582KB)

担当者氏名
担当者連絡先電話番号
担当者備考
担当者eメールアドレス

雇用情報メニュー 事業所情報修正

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

「雇用情報メニュー」をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
雇用情報新規登録

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録

操作説明

新規で届入れた外国人の雇用情報を入力してください。
入力完了したら、「外国人雇用情報新規登録」をクリックしてください。

●雇用情報の検索履歴を「検索履歴」から確認いただけます。

雇用情報

氏名(ローマ字) 必須 (半角英数字40文字以内)

フリガナ(カタカナ) 必須 (金角カナ25文字以内)

在籍資格 必須 変更申請済

生年月日(西暦) 必須 / / 更新申請済 (※半角数字)

備考 (300文字以内)

外国人雇用情報新規登録

▲このページのトップ

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

「外国人雇用情報新規登録」をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
雇用情報メニュー

トップメニュー > 雇用情報メニュー

事業所情報

事業所番号
事業所名

メニュー

該当する雇用情報の登録・更新・離職情報登録を行ってください。
なお、雇用情報の検索履歴情報(又は検索履歴)において、「外国人雇用状況届出」に関する事項(氏名、在籍資格、在籍期間、国籍、地域等)を記載して届出した場合は、改めて外国人雇用状況届出システムで雇用情報(雇用状況)を登録する必要はありません。

外国人雇用情報新規登録 新しく外国人の方を雇入れた場合は、「外国人雇用情報新規登録」をクリックし、雇用情報を登録してください。
雇用保険の被保険者である者については、雇用保険被保険者番号が通知された後に登録してください。

外国人雇用情報新規登録(複数) 新しく雇入れた外国人をまとめて登録したい場合は、「外国人雇用情報新規登録(複数)」をクリックし、雇用情報を登録してください。
雇用保険の被保険者である者については、雇用保険被保険者番号が通知された後に登録してください。
複数登録用CSVファイル / [雇用情報複数登録手順書](#)

外国人雇用情報修正 外国人の雇用情報を変更する場合は、「外国人雇用情報修正」をクリックし、一覧から該当者を選択し、雇用情報を修正してください。

外国人離職情報登録 外国人の離職がある場合は、「外国人離職情報登録」をクリックし、一覧から該当者を選択し、離職情報を登録してください。

事業所情報修正 登録済の事業所情報を修正する場合は、「事業所情報修正」をクリックし、内容の修正を行ってください。

パスワード変更 パスワード最終更新日は【2020/07/31】です。
パスワードを変更する場合は、「パスワード変更」をクリックし、パスワード変更を行ってください。

届け出るべき事項は、登録画面の案内に従ってください。
平成19年10月1日より以前に届入れた雇出先については、「外国人雇用情報新規登録」から行ってください。
届出時の注意事項を掲載していますので、ご確認ください。
⇒ [届出の概要について](#)

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

- 雇用情報新規登録画面で必要事項を入力
- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
 - ▶ 次画面で「確定」をクリック
 - ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質問

これまでは外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回答

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。
ハローワークで登録状況を確認します。

3 社会保険労務士による届出

質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。